

定期試験追試験施行細則

1. 病気や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引などやむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。
2. 追試験の受験者は当該試験欠席届、診断書等および追試験願を学務課（事務課）に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。
3. 追試験の成績はその得点の 80%とする。ただしインフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症による欠席や忌引で欠席した場合の追試験の得点はその得点とするが、最高得点は各科目の最高点の 90%とする。

附 則

1. この施行細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この施行細則の改廃は、各学部・富士吉田教育部教育委員会の審議を経て、各教授会の承認を要するものとする。